

GLPの環境影響評価書案に対する意見書作成にあたっての

基本的な心構えと対・都、市、GLPに対する視点

2024.3.3 長谷川

I. 基本的な観点（元コンサルタント会社社員や弁護士との相談会を踏まえて）

1) まずは、前回の調査計画書に対する意見書と同様

①意見は、アセスメント評価項目に限定する必要はなく、どんな問題（環境問題に限らず、生活問題や健康問題）でもいいから、意見しよう。

②たくさんの意見を出そう。数の威力は大きい。過去にたくさんの意見が出された案件もあるが、その場合は、住民の財産上の被害（立ち退き等）も関与していた。

2) 縦覧図書が3部に分かれ、それぞれ、膨大なデータや評価が書かれているが、以下が大事なポイントである。公開版を基に言うと、

①評価項目毎に、「現況調査」「予測」「環境保全のための措置」「評価」が記載されているが、この中で、重要なのは、「環境保全のための措置」と「評価」である。

②「現況調査」は、何の調査が不完全か、という点も大事だが、データの不完全さ・手抜き・基本的なミスを見抜くのは大変。「予測」も、予測方式や公式があり、その方法論には、大方問題がないだろう。それでも、明らかに、不完全な調査（たとえば、景観調査地点）もあり、それは意見すべき。

③「現況調査」は、前回出された意見書に基づき、行われた調査であるが、前倒しで行われた調査も多く（交通量調査、大気汚染調査、オオタ力調査等々）、それは、この業界ではよくあること。ただ、調査地点が大幅に増えている調査項目（たとえば、交通量調査地点は5→21）もあり、必要以上の調査地点や調査範囲をとっている項目もある。その場合、前回の「調査計画書」やそのための審議会は、そもそも何のためにあったのか、という住民監査請求に及ぶような意見もあっていい。

3) 住民監査請求は、昭島市だけでなく、アセスメントに関わる面で、東京都にも出せる。

対市では、オンブズマン制度の活用もあり得る。

対都、対GLPでは、公害紛争調停もあり得る。

市に対しては、すでに、以下3点の開示請求をしてきたが、すべて非開示とされた。

①地区計画におけるアドバイザリー会議の議事録 ②市とGLPとの過去すべての協議の議事録
③昭島市庁舎内部での関係部署の協議の議事録・メモすべて

現在進行中の案件ゆえに、GLPとの信頼関係を損ねるから、というのが非開示理由。直接、訪ねて確認予定。その際、交通関係の協議の議事録の開示請求も行う予定。

現在、非開示でも、今後、供用後に、過去に遡った開示請求を再度行う予定。

II. 東京都環境アセスメント条例における環境影響評価に対する、昭島市の上位計画（都市マスタープランや環境基本計画）との整合性、東京都の景観条例や環境確保条例、自然保護条例の限界性や補完性を問う

1) 市の都市マスタープランや総合基本計画との整合性

開発地域の環境の位置づけ「水と緑のゾーン」「緑の拠点」

*緑の連続性、緑のネットワークとは？

16mの新設動線できたら、連続性は保障されない。

2) 市の環境基本計画との整合性

生物多様性の保全や緑地率の目標（別紙個別データ参照）

3) 都の景観条例の限界性・補完性

玉川上水の景観形成基準、都の景観審議会の開催要請（2023年9月）

条例の存在価値（事業者にお願いする程度の条例に意味があるのか）、色調等の外観に偏重

4) 都の自然保護条例の限界性・補完性

これまで、都は、ゴルフ場は、管理地ゆえに（自然地ではないため）、自然保護審議会（開発に規制がかけられる）は開催されない、の一点張りだった。しかし、自然地の定義が曖昧な面もあって、以下の3つの点で、都の自然保護審議会の開催要請（2023年12月、2024年1月）や質問を行ってきた。回答が、1月下旬か2月上旬にあるはずだったが、いまだに無回答。

* 「開発地であるゴルフ場内や昭和館周辺の樹木数・樹林面積」の価値（Ⅲのデータ参照）

* 「開発地からは除外されている代官山の生態系を保全するための周辺環境の保全」
(ゴルフ場を中心、代官山の北側と西側)

* 「開発地であるゴルフ場内の自然地」の検証

少なくとも3カ所、5439m²、4961m²、3913m²、計14313m²
(地図省略) (約1.4ha)

ゴルフ場内に自然地が1000m²以上あることが認められれば、都知事の許可が不可欠になる。

5) 都の環境確保条例との関与が話題にもなっていない。

まずは、基地の整備工場跡地ゆえの土壤汚染、しいては、地下水汚染に言及したい。

・この点に関しては、つい先頃、東京都環境局から、都議会議員の方へ、「ゴルフ場の該当箇所には、自然地はない」と、理由や根拠も付けず、回答があった。今後の対応を検討中。

III. 開発計画そのものやこれまでの調査（計画）の欠陥を突く

1) 交通渋滞の予測調査の不十分さ

* 2022年の7月の平日と休日各1日だけの調査で予測している。（2023年11月の交通問題説明会では、2021年6月に実施と言っていた）

* 動的シミュレーションをしない予測の不十分さ、交通量予測の根拠が不明
(現在、実施している市民によるシミュレーションチームの予測結果との違いに注目していく
ほしい)

* 交通量を減らさず、5800台を維持する開発に執着しているのはなぜか。
(物流倉庫の規模や高さを減らせば、交通量は減るが、減らさないのは、採算ラインを意識して
いるのでは)

2) 新設の東西道路の問題性

* 道路巾に関する数値が2022年末の都の環境審議会以降、陰を潜めていたが、

実は、16mのままだということが、1月19日（金）市の都市計画部との懇談で判明した。

* ゴルフ場の中の道路のコース（福祉施設「ハピネスの森」と代官山の北側と西側）には、自然地がある。（代官山北側だけでも5000m²以上ある。都知事の許可が必要ではないか。）16mの東西道路は、この「自然地」を完全にコンクリート化してしまう。

* 東西道路の出口にあたるBESS（株）の木造モデルハウスのある敷地（借地）の完全移転を、企業に迫っている。安易に移転に応じないでほしい旨の要望書を、社長宛に出したが、上位企業から、現在移転をGLPと交渉中の回答があった。

* アンダーパスを通して、哺乳類等の地上徘徊性動物の移動を妨げないような保全手法が書かれているが、野鳥や昆虫等、他の生きものの移動や生活阻害や繁殖に関しては、まったく配慮が欠けている。

3) 緑の連続性の欺瞞、回遊性の不要な拡大

- *代官山の孤立性、玉川上水との分断は避けられない。
- *東西道路や回遊性や脳わいのある(多くの人々がレクリエーションで入り込む)中央公園によって、緑の連続性や生態系のネットワークは保障されないし、代官山やその周辺の動植物は生息・生育できなくなる。GLPは、アンダーパスをつくると言っているが、アナグマやタヌキだけが、利用しても、野鳥や昆虫の逃避や分断は避けられない。百歩譲っても、東西道路は、地下に埋設する以外には、手立てではない。

4) 生きもの調査の不十分さ

- *代官山や玉川上水、上水公園などの希少生物の正確な調査が行われていないのではないか。もし、調査をしているとしても、重要な交通量の調査さえ平日1日、休日1日だけであったことを考えると、生きもの調査は、より軽い取り扱いをしている可能性が大である。
- *オオタカの調査範囲は、他の調査項目より1.5km四方に拡大した広い範囲で行うとしているが、現時点では、調査地点(少なくとも3カ所が必要)も含め、だれが、いつ、どんな方法でといった詳細が不明である。アナグマ(都の準絶滅危惧種)やゲンジボタルなどは、まったく調査していないと思われる。オオタカやアナグマ、希少植物、ホタル等の局所的絶滅や消失、渡り鳥の中継地点の環境破壊の可能性が大きい。調査中の写真すべての提出を求める予定。
- *2月18日、19日の説明会で、明らかになった点は、生きものは、開発による影響はあるだろうが、工事も段階的に、生きものへの配慮をしながら実施し、工事が終われば、徐々に、代官山等への縁地に戻ってくる、という楽観主義の自然観が根強くある(あるいは、生態を知っていても、あって、都合のいいような結論をこじつけで出している)ことがわかった。評価書の中には、周辺地域にもいるので、多少の減少は問題ないとまで言っている箇所もある。アナグマは、周辺地域にはいない。(あきる野市や狭山丘陵まで行かないといい)

5) 住民の健康や生活環境、地下水環境無視の計画

- *渋滞による大気汚染のデータがないし、シミュレーションをしていない。(既存の長年取られている大気汚染データは、開発地域とは離れた地域のもの(立川錦町とか16号大荷田とか))
- *DCからの騒音・振動(工事期間中も含めて)も、データが示されていない。低周波のみ。
- *雨水浸透の激減予測がなされている。雨水表面流出量の工事前と工事後の比較から、雨水浸透の減少予測をしているが、工事後の構造物、舗装部等の面積が過小評価されていて、正確な雨水の涵養量が評価できていない。
地下に貯留槽を作り、地下に雨水を浸透させると言ってきたが、その図面が初めて明らかにされた。(概要版6-36)しかし、概念図だけで、その平面図や断面図による貯留槽の正確な大きさや敷地内の配置などは一切明らかにされていない。具体的な貯留効果を予測しない評価書案は、不完全である。
- *DCからの放熱やゴルフ場がなくなることによるCO₂吸収量の激減は、予測することさえ意識もなく、地球温暖化への配慮に欠けている。
- *調査期間中のボーリング調査(計画では8カ所予定していた)が行われておらず、開発地域の地下水流动予測がしっかり行われていないのではないか?
評価書案では、2021年の7月から9月にかけて、前倒し調査を行ったとあり、しかも、8カ所が7カ所になっていて、調査地点も、地下水位の調査地点は予定通りであったが、地質調査は、

調査地点の場所も変わっている。

*日影や風環境のシミュレーションがなされていない。風洞実験も拒否している。

評価書案では、建物の周りだけの予測で、あまりに狭い範囲に限られている。建物の高さからすれば、あり得ない範囲予測である。

このままでは、美堀町に対する玉川上水の日影や風通しへの悪影響は予測できない。

特に、ハナミズキ通りの東側の玉川上水沿いのDC 7棟の密集性、配置、高さ、玉川上水との距離は、目安や根拠が得られることになる。

*土壤汚染が、元整備工場であった土地の履歴による汚染の可能性を認めているが、自らが使う可能性のある土壤改良剤には、一切、これまでの質問にも回答せず、今回の評価書案でも触れていない。

*地下水の水質データに関しては、特に、PFAS汚染の既存データの収集が不十分で、あまりに低い値だけをあつめている、湧水量調査も、浅い地下水の流れを理解しているにも関わらず、調査地点の下流に当たるところでは、一切調査をしていないのは、作為的である。

*これまでの説明会では、井戸の本数が昭和館の中の1本しか、明記されていなかった。他に2本あるはず（市への企業井戸に関する開示請求資料）で、その位置の回答を求めてきたが、依然位置や数は不明だが、先日の説明会で、はじめて、縁道などのほこり対策で、井戸の水を散水すると発言。

6) 環境の特性

a) 日影

これまで、日照が十分保障され、玉川上水沿いの草地（ススキ草原）には、四季折々の草花や陽樹が見られた。住宅街への日当たりも十分保障されていた。

評価書案では、建物の周辺だけが日影になるような乏しい予測が行われており、その日影をどう少なくするのか、努力の跡が伺えない。

b) 風環境

これまで、玉川上水の流れに沿った東西方向に加え、ゴルフ場からの南北の風通りがよく、冷涼な環境が維持してきた。そのため、丘陵や河川敷に見られるような草花や樹木（カワラナデシコやワレモコウ、ツリガネニンジン、アキノタムラソウ、クルマユリ、ケヤキ、ミズキ等々）が生育してきた。住宅地の人々にとっても、涼しい環境に癒やされてきたはずである。

日影と同様、建物のある場所だけ、風がよけて通り過ぎている図面予測で、その予測の根拠がわからない上に、風が通り過ぎた後は、その建物がなかったかのような風量や風道が、復活している予測は、あまりに自分たちの開発に都合のよい予測が行われていないか。開発後に、美堀町住宅の日照や風通りに、必ずや大きな悪影響が生じるのは明らかであり、風通しをよくするための、DCや物流倉庫の数の削減や、建物の配置に、工夫や努力が感じられない。

*建物の高さや規模を示すモンタージュ写真が、遠景を巧みに使っており、近接した位置からの景観も十分に示せていない。

*項目によって、建物の想定図が、一定していない。意図的に過小評価している可能性がある。

*天球写真（魚眼レンズ撮影）に、どのような意味があるのか。天球写真には、ほとんど、建物が写っていない。そんな予測調査があるのか？特に、圧迫感は、人によって、受け止め方が違うもので、そうした住民目線での意識調査さえしていないで、何のための圧迫感調査か？

IV. 代替案（事務局では、「私達の環境影響評価書案」として、以下の代替案、すなわち開発計画ではなく、昭島市のまちづくりにふさわしい環境保全案を、意見書とは別に提出する予定）

- *動植物の生息・生育リストは、よく挙げてある。どこまで、現況調査が行われたのか、多分に怪しいので、これも、調査風景の写真の提出を求めたい。蝶やトンボなどの鱗翅類は、捕虫網さえ持っている人を見たことはなかった。ゴルフ場が、2023年10月25日まで、営業していたことからしても、ゴルフ場内部の生きもの調査は、ほんとうに行われたのか、疑念が付きまとう。
- *この調査データだけでも、この地域に対しては、十分豊かな生態系を証明したことになる。それが、工事や開発事業で、どれだけ守れるのか、明確な予測が示されていない上、すべてに亘って、影響は少ないというのが決まり文句になっていて、その根拠は、極めて、希薄である。
- *これだけの豊かな生態系が、多摩川ではなく、多摩丘陵でもなく、玉川上水沿いに生息、生育している実態は、驚くものがある。私達だったら、これらの生態系を生かすために、そのことが、この地域で、どんなにか、地球環境を守る一役を担えるという信念のもと、開発行為は最小限度に抑え、将来にむけて、生態系を生かす事業を考案する。

上記Ⅲの特徴や特質をほとんど消失・破壊する無謀な開発計画ではなく、この地域に、緑地ゾーンを残し、生物多様性が守れる計画にしていくために、以下の代替案を示す。

- ①ゴルフ場全体を、都が国が買い取り、市も協力して、公有地化して、自然教育施設にする。
- ②インターナショナルスクールやボーティングスクール（寄宿制）を誘致し、教育施設にする。芝地は、ゴルフ等の体育施設に、昭和館は、寄宿舎に活用する。樹林もできるだけ残し、代官山や玉川上水、上水公園を中心とした生物多様性の環境を教育資源にする。
- ③難病の子ども用の子どもホスピタルを誘致し、病院施設以外は、できるだけ、緑地を残し、この地域の緑のゾーンを療養環境として生かす。
- ④仮に、物流施設やDCが避けられないなら、ハナミズキ通りの東側だけにし、西側は、緑をできるだけ残すためにも、高さや規模を縮小した、地域の企業共有の研修施設や研究施設に、GLPが貸し出す。
- ⑤GLP自身が、環境省が公募している自然共生サイトに名乗りを上げ、開発エリアの縮小を図った上で、この地域の豊かな生態系を生かす開発計画に修正し、地域のネイチャーポジティブや30 by 30の構想に寄与する。自然共生サイトの計画や運用は、市や市民との協働を図る。

V. 意見書を出すまでに、やっておいた方がいいこと（再掲）

- 1) GLPの調査計画書（2022年11月に縦覧したもの）、開発計画書の改訂版（2023年7月の市民向け説明会資料）によく目を通しておく。
*GLPは、評価項目のうち、3つ（悪臭、水質汚濁、地形・地質）を除外（調査もしなければ、開発の影響も予測しない）している。（評価項目は、別紙参照）
- 2) これまでに公開されている東京都環境アセスメント審議会の議事録に目を通しておく。（都のHPで公表されている）
- 3) これまでに出された当会の意見書にも目を通しておいてほしい。（当会HP参照）
- 4) 縦覧にあたっての準備（GLPの環境影響評価書案のコピー対策も含め）

「調査計画書」は「調査計画書」の3倍以上だった

「調査計画書」の修正箇所に注目。

5) 東京都環境影響評価審議会のオンライン傍聴（意見書提出後の）の準備

オンラインかハイブリッドで実施する可能性が高い。発言者の雰囲気を見れば、気持ちが伝わってくる。第2部会が、昭島のGLP開発問題を審議する。その後、第一部会と第二部会の合同部会（都は「総会」と言っている）で結審し、都知事への答申案が決まる。その後、知事の意見書がGLPに出されるが、答申案を修正することなく、過去には、そのまま都知事意見書となっている。

VI. 今後の日程・予定（太字の5以降が予定）

- 1) 縦覧期間中の住民向け説明会 2月18日（日）、19日（月）いずれも19:00～
昭島市民会館フォスターホール（大ホール）
必ず参加を！条例で義務づけられた重要な説明会である。内容や参加者数等は、都にも報告される。
- 2) 昭島市議会議員各会派への要請行動（2月13日）
- 3) 記者会見 2月15日（木）11:00 立川市役所2階記者クラブ
2月26日（月）以降（日時未定）
- 4) 意見書を書くためのワークショップ 3月2日（土）13:30～15:30
アキシマエンシス図書館棟2階
- 5) 意見書提出 3月14日（木）まで
- 6) 昭島市地区計画素案・本案説明会 日時未定
- 7) 6月 GLPの見解書提出（意見書に対するGLPの見解を示すもの）および市民向け説明会
- 8) 東京都環境影響評価（アセスメント）審議会第二部会および総会 7月か？
- 9) 都民の意見を聞く会（7月か？、5人くらいか？）
- 10) GLP環境影響評価書提出
- 11) GLP緑化計画書提出、着工申請書提出
- 12) GLP環境事後報告書